

**丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター  
指定管理者 募集要項**

**令和7年11月  
丹波篠山市教育委員会**

## 丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター 指定管理者 募集要項の構成

### I 募集要項

- ・ 指定管理者募集要項
- ・ 参考資料 1 丹波篠山総合スポーツセンター 年度別利用状況（令和3～令和6年度）
- ・ 参考資料 2 丹波篠山総合スポーツセンター 管理経費の詳細（令和3～令和6年度）
- ・ 参考資料 3 「丹波篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」ほか

### II 募集要項（申請書類 様式集）

- ・ 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式2）
- ・ 経理的基盤及び技術的能力に関する事項を記載した書類（様式3）
- ・ 管理運営に係る支出予算書（様式4）
- ・ 質問票（様式5）
- ・ 参加申込書（様式6）
- ・ 共同事業体協定書（様式7）
- ・ 自主事業提案書（様式8）

### III 仕様書

- ・ 指定管理者仕様書
- ・ 添付資料 1 保守点検対象設備及び点検項目一覧
- ・ 添付資料 2 備品一覧表
- ・ 添付資料 3 配置図、平面図（1階、2階）

## 丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター指定管理者募集要項

丹波篠山市では、丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の管理業務について、より一層のサービスの向上と業務の効率化を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、丹波篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 36 号）及び丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター条例（平成 19 年条例第 21 号）の規定に基づき指定管理者を募集します。

今回の指定管理者の募集については、体育館及び武道場、グラウンド、人工芝グラウンド、テニスコートの管理運営、これらの施設を活用した自主事業の展開に関して、創意と工夫に満ちた提案を広く募ります。

### 1 施設の設置目的と施設管理運営方針

#### ① 設置目的

スポーツセンターは、丹波篠山市民のスポーツ活動を推進し、健全な心身、健康保持及び体力の増強を図るとともに、市民生活の健全育成に資するための施設です。

#### ② 施設管理運営方針

施設の特性を考慮し、より質の高い維持管理が保てるよう、必要かつ適正な管理を行います。

施設の運営にあたっては、地元住民をはじめとした関係団体等との連携に配慮しつつ、住民の参画を促進して地域の交流や振興に努めます。

利用者の満足度を高め、その期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れます。

### 2 施設の概要

① 施設名	丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター
② 所在地	兵庫県丹波篠山市郡家 4 5 1 - 4 番地
③ 設置年月	昭和 5 5 年 1 1 月 1 日
④ 敷地面積	6 3, 0 5 3. 6 2 m <sup>2</sup>
⑤ 施設構造等	
・ 構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2 階建
・ 建築面積	2, 386. 31 m <sup>2</sup>
・ 延床面積	3, 598. 88 m <sup>2</sup>
・ 主な施設、機能	
	【屋内施設】 管理棟 建築面積 906. 03 m <sup>2</sup>
	延べ床面積 1791. 13 m <sup>2</sup>
	・ 事務室 60 m <sup>2</sup>
	・ 応接室 25 m <sup>2</sup>

- ・会議室 1 35 m<sup>2</sup>
- ・会議室 2 17 m<sup>2</sup>
- ・柔道場 217 m<sup>2</sup>
- ・剣道場 217 m<sup>2</sup>
- ・トレーニング室 99 m<sup>2</sup>
- ・更衣室 87 m<sup>2</sup> (ロッカー360個)
- ・シャワー室 35 m<sup>2</sup> 6カ所・男女トイレ 2カ所

#### 【屋内施設】

- ・体育館棟 建築面積 1,480.28 m<sup>2</sup>  
床面積 1,807.75 m<sup>2</sup>
- ・アリーナ (30m×40m)
- ・バレーボール2面
- ・バスケットボール2面
- ・卓球台 24台
- ・ランニングコース 140m

#### 【屋外施設】

- ・テニスコート オムニコート7面
- ・グラウンド (土) 20,000 m<sup>2</sup>  
100m×200m トラック 300m
- ・人工芝グラウンド 7,696 m<sup>2</sup>  
91.4m×55m
- ・男女トイレ 1カ所

#### 【駐車場】

- ・玄関前 (109台) 無料
- ・たんば荘と共有駐車場 (40台) 無料

⑥ 施設の利用状況・運営実績等

**参考資料 1**

### 3 指定管理者が行う業務の範囲・内容等

#### (1) 業務の範囲・内容

- ① スポーツセンターの運営に関する事
- ② 施設の維持管理に関する事
- ③ 施設の安全管理業務に関する事
- ④ 賠償責任と保険の加入に関する事
- ⑤ 管理経費及び収入の経理に関する事
- ⑥ 職場環境を常に最良の状態に保つこと
- ⑦ その他、管理運営に関する事

※業務の詳細は、別に定める「丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター指定管理者仕様書(以下「仕様書」)に規定します。 **【仕様書】 別紙**

## (2) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者にもらし、また、自己の利益のために使用することはできません。指定期間終了後も同様とします。

## 4 休館日及び開館時間の基準

### (1) 休館日（全施設）

- ① 6月・9月・12月・3月の第三火曜日  
(各月の第三火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる時は、その直後の同法に規定する休日でない日)
- ② 12月28日から翌年1月4日まで

### (2) 開館時間

- ① 体育館・武道場・テニスコート  
◇ 9時から21時まで
- ② グラウンド(土)・人工芝グラウンド  
◇ 4月から9月 9時から19時まで  
◇ 10月から3月 9時から17時まで

※例外として、休館日又は時間外であっても特別の事由により必要が生じた場合は、教育委員会の指示により従事するものとします。

**(注) 休館日及び開館時間に関する上記の基準は、提案内容を拘束するものではありません。**

## 5 関係法令の遵守

以下の法令等を遵守し利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営として下さい。

- ・ 丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター条例、丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター条例施行規則、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・ 公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ・ 消防法ほか施設維持設備保守点検に関する法規
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 公益通報者保護法
- ・ 個人情報保護に関する法律、個人情報保護条例、情報公開条例
- ・ 暴力団排除条例
- ・ その他関連法規・通知・要領等

## 6 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

指定は、令和7年12月議会（予定）の議決を経て確定します。

## 7 管理経費の算出等について

### （1）指定管理業務に係る経費

経費の算出に当たっては、人件費、事務所経費、委託費、修繕費、租税公課など必要な経費を計上してください。

※経費積算に用いる消費税及び地方消費税の税率は税率（10%）としてください。

※光熱費（水道、ガス、電気、その他水光熱費）に関しては市の直接執行とします。

光熱費相当額 7,500 千円が不足する場合は補正予算にて対応するが、利用料金に光熱水費が含まれるため、不足相当額を市に返還してください。

### （2）利用料金制度

本施設は利用料金制度を導入しています。この制度では指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とします。

「丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター条例」に定める基準金額に基づいて利用料金収入見込額を提案してください。

### （3）現行の料金体系（使用料）

◆ 現行の料金体系（平成20年4月から）

◆ 利用料金〔丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター条例 別表(第8条関係)〕

区 分		9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 21：00	備 考
体育館	専用利用	4,200	5,600	4,200	片面利用時の使用料は1/2とする。
	個人利用	300	300	300	1人/時間帯当たり
	暖房設備	500			1基1時間当たり (個人利用不可)
武道場	専用利用	2,100	2,800	2,100	
	個人利用	300	300	300	1人/時間帯当たり
	冷暖房設備	500			1時間当たり (個人利用不可)
トレーニング室	専用利用	2,400	3,200	2,400	

	個人利用	300			1人/1回当たり
会議室 1	専用利用	900	1,200	900	
会議室 2	専用利用	600	800	600	
グラウンド (土)	専用利用	1,200			1時間当たり
人工芝グラウンド	専用利用	1,800			1時間当たり
	個人利用	300	300		1人/時間帯当たり
テニスコート		500			1時間/1面当たり
テニスコート照明 設備		500			1時間/1面当たり
<p>1. 利用者が市外の場合の使用料は、この表の金額の2倍とする。</p> <p>2. 「市外のもの」とは、本市に居住する者、通学する者又は勤務するもの、若しくは本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。</p>					

#### (4) 利用料金の減免等

指定管理者は、丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター条例の規定に基づき、市長が定める基準に従い、使用料金の全部又は一部を減額又は免除若しくは還付することができます。

※利用料金の減免等の詳細 (参照：仕様書)

#### (5) 修繕等の取扱い

修繕等に要する費用は小規模・大規模から構成します。

小規模：1件50万円未満の管理物件の修繕・更新を言い、指定管理料に含みますので、必要な金額を計上してください。

大規模：1件50万円以上の管理物件の修繕・更新については、年度毎の変更が大きいため指定管理料に含みません。なお、大規模修繕が必要となった場合は、指定管理者と市の間で協議を行い、市が別に定める予算の範囲内で実施することとします。

#### (6) 管理口座

本施設の管理業務にかかる経理については、金融機関に専用口座を設けて行ってください。

## 8 市が指定管理者に支払う指定管理料について

市は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。具体的な金額は、申請時に提案していただく管理運営に係る収支予算書（「様式集」様式4）の金額に基づき、指定管理者と市が協議した上で、別途締結する年度協定で定めます。

### （1）指定管理料の額

指定管理料は、基本協定書（案）、業務仕様書（案）、これまでの決算状況等を参考に以下の上限額の範囲内で各年度の「想定支出－想定収入」の金額で求めたものを提案ください。

上限金額

令和8年度	28,988千円
令和9年度	28,988千円
令和10年度	28,988千円
令和11年度	28,988千円
令和12年度	28,988千円

### （2）指定管理料の変更

各年度終了時において、指定管理経費に過不足が生じた場合及び利用料金収入が計画と異なる場合にも、精算はせず、年度協定で決定した額は変更しません。

また、指定管理業務が、年度当初の計画どおり実施されない場合は、指定管理料を減額します。

## 9 自主事業の実施

### （1）事業の内容

自主事業とは、本要項や仕様書等に指定管理者が行うべきものとしての具体的定めがなく、指定管理者が市の承認を得て施設内において自らの責任と費用で自主的に行う事業であり、指定管理料を充てることはできません。また、必要に応じ別途使用許可や使用料が必要な場合があります。

自主事業による収益金については原則として、指定管理者の収入としますが、本募集においては、その一部を施設の管理運営費用に充てることを想定しています。

自主事業の実施にあたり、優先予約期間内に利用者に影響を与えない範囲において予約可能とし施設を活用した自主事業の計画を出来るものとする。

施設利用者のニーズに応える、創意工夫を凝らしたサービスの提案を求めますので、自主事業提案書（「様式集」様式8）の提出とともに、収支予算書（「様式集」様式4）「その他収入」欄に金額を記載し、備考欄に自主事業収益金充当であることを示し提案してください。

なお、施設の設置目的に沿った市民の健康増進や施設利用者のニーズに応える、創意工夫を凝らした新しいサービスの提案を求めます。現在行っているトレーニング講習については、継承することとします。

## (2) その他

指定管理者に選定された場合でも、提案された自主事業の実施については、別途、教育委員会事務局の承認が必要となります。

### 10 施設命名権（ネーミングライツ）について

指定管理期間に限り施設命名権（施設愛称）を行使する権限を付与します。指定管理者、または第三者との契約による施設命名は問いません。但し、施設命名については、指定管理者からの提案を受け、教育委員会事務局が適当と認めたものとします。

### 11 指定管理者と市との責任分担、リスク分担

指定管理業務に係る指定管理者と市の責任分担、リスク分担は、次に示す「責任分担、リスク分担表」のとおりとします。

なお、指定管理者と市の責任分担、リスク分担に疑義がある場合、又は責任分担、リスク分担表に定めのない責任が生じた場合は、協議のうえ決定するものとします。

#### ◆ 指定管理者と市との責任分担、リスク分担表

項 目		指定管理者	丹波篠山市
施設の維持管理・運営		○	
施設の 法的管理	使用許可、許可の取消し	○	
	目的外使用許可		○
施設内設備、備品の維持管理		○	
周辺住民・利用者等からの苦情・要望等対応		○	案件により対応
管理施設の改造・増築・改築			○
管理物件の 修繕・更新※1	小規模（50万円未満）	○	
	大規模（50万円以上）		○
不可抗力（市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加		市への 報告・応急対応	○
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク			○
物価・金利変動に伴う経費の増		○	
行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担			○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす変更	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	上記以外の変更	○	
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払遅延によって生じた事由		○

	上記の場合以外	○	
書類の誤り	業務仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償		○
損害賠償保険（指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険）		○	
施設保険（火災・建物共済等）			○
事業終了時の費用（指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用）		○	

※ 1 小規模と大規模の範囲については、先の修繕費等の取扱いを参照してください。

## 1 2 管理業務に係る実施体制

職員は、公共施設の指定管理者としてその業務を行うにふさわしい資質を有する人格を備えた者を適正に配置するとともに、利用者本位の運営を行い、常にサービスの向上に努めることとします。

### (1) 現在の運営体制

- ◆ 総括責任者 1名（施設の総括、教育委員会との連絡調整）
- ◆ 受付業務 2名（事務全般）
- ◆ 管理員業務 1名程度（施設管理）
- ◆ 清掃業務 2名程度（施設内外清掃、設備機器管理）※必要に応じて適宜配置

### (2) 総括責任者の配置

管理運営を実施するにあたり、総括責任者を1名配置すること。総括責任者は、スポーツセンターの専任とし、甲種防火対象物の防火管理者資格を有する者とします。

### (3) 従業員の配置

1. 各種業務における責任者を配置し、管理責任体制を明確にしてください。
2. 従業員の配置体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者利者の要望に応えられるものしてください。
3. 現金收受を扱う業務は、必ず複数の者が点検する体制を整え、管理者が定期的に監視できるようにしてください。
4. 従業員の資質を高めるために、定期的に研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めることとしてください。
5. 地域と密着した関係を築き、市民のボランティア意識を高めることに努めてください。

(注) 職員の配置については事業計画書（様式2（4）③）に記入して下さい。

### 1 3 申請資格・条件

#### (1) 次の条件を満たす法人等であること。

各施設の設置目的に即した管理運営業務を遂行する能力を有する法人等。

#### (2) 次のいずれかに該当する法人等は、申請することができません。

(必要に応じて関係機関に事実関係の照会を行う場合があります。)

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ② 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを開始している者。
- ③ 丹波篠山市から指名停止処分を受けている者。
- ④ 市税、法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者。
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- ⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が⑤に該当するもの。
- ⑦ 法人であって、その役員のうち⑤⑥のいずれかに該当する者があるもの。
- ⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者。
- ⑨ その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者)が⑤から⑧までのいずれかに該当する者。
- ⑩ 指定管理候補者検討会委員、指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係を有する者。
- ⑪ 丹波篠山市及びその他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者。

#### (3) グループ申請の場合の条件

- ① 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うこととして申請してください。
- ② 同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③ 単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④ 代表となる法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。
- ⑤ 代表となる法人等及びグループを構成する法人等が申請資格・条件(2)に該当する場合は申請できません。

(注) グループで応募される場合は、「〇〇〇共同事業体」の名称で応募いただき、構成する法人等のうち、1者を代表者に指定してください。

### 1 4 申請の手続き

### (1) 申請書類等の配布

配布場所：「20 問い合わせ先」と同じ

配布期間：令和7年11月17日（月）から令和7年12月17日（水）まで（土・日・祝日を除く）午前9時00分から午後5時00分

### (2) 申請書類

以下に示す所定の様式を提出してください。なお、用紙の大きさは日本工業規格A4を基本としてください。副本は正本の複写で構いません。

	提出書類	備考	提出部数	
			正	副
1	指定管理者指定申請書	様式1	1	9
2	事業計画書	様式2	1	9
3	経理的基盤及び技術的能力に関する事項を記載した書類	様式3	1	9
4	管理運営に係る収支予算書	様式4	1	9
5	質問票（質問がある場合）	様式5	別に記載	
6	参加申込書（説明会に参加の場合）	様式6		
7	共同事業体協定書（グループ応募の場合）	様式7	1	9
8	自主事業提案書（提案ある場合）	様式8	1	9
9	法人又は団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式	1	9
10	法人又は団体のパンフレット等	ある場合	1	9
11	役員の名及びふりがな、住所及び略歴を記載した書類	任意	1	9
12	応募書類を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画書又はこれに類する書類	任意様式	1	9
13	○法人にあつては、 ・法人の履歴事項全部証明書 ・丹波篠山市内に本社、支社、営業所等の事業所がある場合は、本市で発行される市税の滞納がないことの証明 ・前年の法人税及び消費税及び地方消費税の納税証明書		1	9
14	○法人にあつては、 ・過去3年間の貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類 ○その他の団体にあつては、 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書	任意様式	1	9

※共同事業体にあつては構成する団体それぞれについて13、14の書類を提出のこと。

### (3) 申請の受付

- ① 受付期間 令和7年11月17日（月）から令和7年12月17日（水）まで（土・日・祝日を除く）午前9時00分から午後5時00分  
※受付期間後は受け付けません。
- ② 受付場所 「20 問い合わせ先」と同じです。  
※提出書類は必ず持参してください。郵送等による提出は受け付けません。

#### （4）申請に関する留意事項

- ① 接触の禁止  
指定管理候補者検討会委員、本件業務に従事する本件関係者に対して、本件申請に関連しての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- ② 申請内容の変更禁止  
提出された書類の内容を変更することはできません。
- ③ 虚偽の記載をした場合の取扱い  
申請書類の虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ④ 追加資料の提出等  
市が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングの実施を求めることがあります。
- ⑤ 費用負担  
申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- ⑥ 申請書類の著作権  
申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用するものとします。
- ⑦ 申請書類の取扱い  
申請書類は、理由の如何を問わず、返却しません。  
また、情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、すべて情報公開請求の対象となります。
- ⑧ 事業計画書作成にあたっての留意点
  - I 取組実績等を踏まえてできるだけ具体的に記載してください。
  - II 業務の内容については「業務仕様書」を参照してください。
  - III 事業計画書に記載された内容について、提案内容どおりの実施を保障するものではありません。

#### 1.5 選定方法、評価項目等

- （1）指定管理候補者検討会（以下「検討会」という。）が、事業計画等申請内容についての個別評価を行います。検討会は、丹波篠山市教育委員会社会教育部長、社会教育・文化財課長及び外部委員5名を委員として構成します。
- （2）評価は、総合点を100点とし、評価項目ごとに配点した評価表により行います。

- (3) 評価における基本的な評価の視点及び評価項目は表1のとおりとします。
- (4) 検討会は、各委員の評価表をとりまとめた総合点の各申請者の比較表、その他選定に必要な評価事項を記載した資料を基に、検討会における指定管理候補者の意見として指定管理候補者を丹波篠山市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に推薦します。なお、申請が1団体のみであった場合でも検討会で評価を行い、万が一管理を行う能力が欠けている場合は選定委員会への推薦をしません。
- (5) 選定委員会は、委員長に副市長、副委員長に教育長、その他委員として3名の部長級職員で構成し、検討会が推薦した申請者及び評価意見を尊重しながら審査を行い、結果を教育委員会に報告します。その後、教育委員会が指定管理候補者を選定します。
- (6) 選定結果については、申請者全員に選定結果を通知するとともに、下記事項について公表します。
- I 提案指定管理料
- II 選定基準の評価項目と配点
- III 全申請者の評価項目ごとの得点

表1 選定基準

指定の基準	評価項目	評価の視点	配分
1 公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること	①管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設としての設置目的への理解</li> <li>・市の管理運営方針との整合性</li> </ul>	10
	②市民サービスの向上につながる質の高い管理運営に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の施設の平等な利用の確保</li> <li>・利用促進方策</li> <li>・サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果</li> <li>・利用者ニーズの把握</li> </ul>	10
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設の管理運営体制（知識・経験を有する人員等の配置計画、要望・苦情等の対応体制、安全管理体制等</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の指示等への対応及び市・関係機関等との連携体制の確保</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・休館日や開館時間等運営業務に関する新たな取組み</li> </ul>	
	③費用対効果の観点等から、効率的な管理運営に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水準を満たした上での安価な費用設定</li> <li>・効率的な維持管理計画</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画の適格性、実現の可能性</li> </ul>	
④危機管理体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等緊急時の対応</li> <li>・事故防止の取組み及び発生時の対応</li> </ul>	10	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護、利用者からの苦情対応体制、内部通報処理に関する対応</li> </ul>		

	⑤その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	・地域団体等との連携方策等	5
2 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること	①申請団体の管理運営体制	・職員体制、採用計画等 ・公正労働基準の確保 ・人材の指導育成、研修体制	10
	②申請団体の経理的基礎	・団体の経営状況、財務体質、事業実績 ・財務諸表に対する適正なチェック体制 ・開示体制	10
	③申請団体の技術的能力、類似施設の運営実績	・施設管理に係る技術的能力、類似施設の良い運営実績の有無	10
	④その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	・障害者の雇用状況・雇用計画、男女共同参画への取組、環境への配慮等社会的価値への取組み等	10
3 その他	①提案価格	・指定管理料	10
	②自主事業	・内容、実施体制 ・収支計画等	10

## 16 スケジュール（予定）

募集の開始	令和7年11月17日（月）
募集要項の配布期間	令和7年11月17日（月）～12月17日（水）
応募書類の受付期間	令和7年11月17日（月）～12月17日（水）
募集の終了	令和7年12月17日（水）
指定管理候補者検討会による審査	令和7年12月下旬予定
指定管理者選定委員会による審査	令和7年12月下旬予定
選定結果の通知及び公表	令和7年12月下旬予定
市議会の議決、指定の告示・公表	令和8年2月予定
協定の締結	令和8年3月
業務の引継ぎ	令和8年3月
管理の開始	令和8年4月1日（水）

## 17 協定の締結及び協定案

(1) 協定書案は別紙のとおり

(2) 指定管理者の指定後であっても、次の事項に該当する場合は、市はその指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し又は関与する等、これと交わりをもつ者をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有していること

が判明するなど著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

④ 申請資格を喪失したとき。

## 18 業務実施及び履行責任

### (1) 事業計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度、教育委員会事務局が指定する期日までに次年度の事業計画書を作成し、教育委員会事務局に提出するものとします。

### (2) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度の終了後60日以内に、丹波篠山総合スポーツセンターに関する事業報告書を作成し、教育委員会事務局に提出するものとします。

### (3) 業務報告の聴取等

教育委員会事務局は指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

## 19 その他

### (1) 指定の取消

教育委員会事務局の指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由により丹波篠山総合スポーツセンターの管理運営を継続できないと認めるときは、指定管理者の指定の取消や業務の停止を命じることがあります。

### (2) 疑義等についての協議

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

### (3) 引継業務

指定管理者は、教育委員会事務局の指示により業務開始までに事務引継ぎ及び各業務の習得を行うものとします。

なお、事務引継ぎ等にかかる費用については、指定管理者の負担とします。

また、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なくスポーツセンターの管理運営業務を遂行できるよう、適正な引継を行うものとします。

## 20 問い合わせ先及び図面の閲覧

669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41

丹波篠山市教育委員会事務局社会教育・文化財課 社会教育係

TEL : 079-552-5769 (直通)

FAX : 079-552-8015

E-mail : syakaikyoku\_div@city.sasayama.hyogo.jp

(丹波篠山市ホームページ・アドレス)

<https://www.city.tambasasayama.hyogo.lg.jp/>

## 丹波篠山総合スポーツセンター 年度別利用状況 (令和3～令和6年度)

### 施設の利用状況

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
体育館	38,365	53,176	63,816	56,449
グラウンド(土)	36,184	51,270	63,884	67,937
人工芝グラウンド	35,463	33,656	56,423	38,109
テニスコート	106,182	132,667	127,806	121,244
武道場	19,259	22,857	26,702	28,362
トレーニング室	9,064	10,043	11,942	14,109
会議室(2室)	489	736	1,232	947
合計	245,006	304,405	351,805	327,157
前年度対比(人数)	11,456	59,399	47,400	△ 24,648
前年度対比(率)	104.91%	124.24%	115.57%	92.99%

※共用使用 体育館・剣道場・柔道場・トレーニング室・人工芝グラウンド

※令和5年度の利用者増は全国伝統的建築物保存協議会総会や近畿インターハイ予選大会などの大型集客があった。

※令和6年度の利用者減は前年度の大型集客イベントの反動により前年割れとなる。

## 管理運営に係る収支決算書

## ○収入

(単位:千円)

区 分	指定期間				摘 要
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
指定管理料	28,200	28,200	29,500	29,500	
利用料金収入	12,262	14,148	13,987	14,755	
その他収入	13,239	12,425	13,221	10,969	
収入合計(A)	53,701	54,773	56,708	55,224	

## ○支出(管理に要する経費)

(単位:千円)

区 分	指定期間				摘 要
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
人件費	22,691	25,883	26,716	29,830	
旅費交通費	83	99	71	195	
光熱費	水道	605	841	1,371	784
	ガス	51	48	36	24
	電気	4,478	6,167	5,663	5,305
	その他水道光熱費	992	1,077	1,366	1,421
事務費	什器備品費	324	372	1,059	628
	事務消耗品費	381	632	357	321
	その他消耗品費	597	852	732	618
管理費	リース料	379	361	624	541
	修繕費	438	905	768	1,772
	広告宣伝費	160	211	91	203
	管理費	4,690			
	保険料	145	351	216	242
	委託料費	5,573	6,273	6,092	5,917
自主事業原価	6,445	5,948	5,598	5,151	
その他経費	1,503	1,624	2,274	3,163	
未払消費税	2,833	2,741	2,906	2,797	
その他( )					
合 計(B)	52,368	54,385	55,940	58,912	

## 【収支明細】

(単位:千円)

収入合計(A)	53,701	54,773	56,708	55,224	
支出合計(B)	52,368	54,385	55,940	58,912	
収支差額(A) - (B)	1,333	388	768	-3,688	
市への納付率及び額 (提案価格)	0	0%	0%	0%	
	0	0	0	0	

※本様式に自主事業に要する費用、収入は含めません。ただし、自主事業による収益金を施設管理費に充てる場合は収入にその他収入の項目を設け備考欄に自主事業収益金充当と表示してください。

○収入

項目	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	上期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	下期	年間合計
指定管理料	2,790,000	2,310,000	2,310,000	7,410,000	2,310,000	2,310,000	2,310,000	6,930,000	14,340,000	2,310,000	2,310,000	2,310,000	6,930,000	2,310,000	2,310,000	5,410,000	10,030,000	16,960,000	31,300,000
利用料金収入	1,078,300	886,800	994,150	2,959,250	1,038,750	1,243,550	933,700	3,216,000	6,175,250	1,106,150	1,265,900	921,400	3,293,450	784,200	899,050	1,065,200	2,748,450	6,041,900	12,217,150
その他収入	737,897	542,453	567,805	1,848,155	853,325	550,337	833,740	2,237,402	4,085,557	729,383	904,274	636,381	2,270,038	769,403	930,539	689,465	2,389,407	4,659,445	8,745,002
合計(A)	4,606,197	3,739,253	3,871,955	12,217,405	4,202,075	4,103,887	4,077,440	12,383,402	24,600,807	4,145,533	4,480,174	3,867,781	12,493,488	3,863,603	4,139,589	7,164,665	15,167,857	27,661,345	52,262,152

○支出(管理に関わる経費)

項目	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	上期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	下期	年間合計
人件費	1,731,990	1,829,481	1,885,918	5,447,389	2,005,103	1,970,044	1,911,369	5,886,516	11,333,905	1,895,669	1,893,787	1,954,571	5,744,027	1,778,821	1,934,865	1,899,182	5,612,868	11,356,895	22,690,800
旅費交通費	5,780	2,200	900	8,880	7,680	0	16,926	24,606	33,486	3,422	14,744	16,163	34,329	440	13,135	1,340	14,915	49,244	82,730
水道	39,375	49,770	49,770	138,915	42,840	42,840	73,200	158,880	297,795	72,600	50,347	49,770	172,717	50,347	50,347	33,600	134,294	307,011	604,806
ガス	4,579	3,901	4,423	12,903	3,733	3,990	4,483	12,206	25,109	4,465	4,501	3,783	12,749	4,575	4,605	3,859	13,039	25,788	50,897
電気	382,721	295,675	260,464	938,860	304,071	489,245	511,595	1,304,911	2,243,771	367,937	312,091	371,714	1,051,742	386,256	408,230	388,180	1,182,666	2,234,408	4,478,179
その他水道光熱費	173,800	9,486	3,257	186,543	3,069	5,963	9,012	18,044	204,587	18,845	23,949	7,867	50,661	266,119	456,269	14,659	737,047	787,708	992,295
什器備品費	6,216	13,802	191,498	211,516	44,728	10,984	21,779	77,491	289,007	2,827	15,307	7,035	25,169	4,327	2,827	2,827	9,981	35,150	324,157
事務用品費	55,604	-994	21,988	76,598	16,303	58,700	18,411	93,414	170,012	16,716	33,808	18,513	69,037	51,283	30,244	60,982	142,509	211,546	381,558
その他消耗品	8,248	11,431	17,166	36,845	22,415	25,973	164,761	213,149	249,994	33,745	46,580	65,124	145,449	6,319	15,910	179,155	201,384	346,833	596,827
リース料	39,549	30,683	30,683	100,915	30,683	30,683	30,683	92,049	192,964	30,683	30,683	32,380	93,746	30,683	30,683	30,683	92,049	185,795	378,759
修繕費	19,052	132,670	28,600	180,322	0	31,900	99,660	131,560	311,882	8,800	18,700	0	27,500	11,000	4,400	83,661	99,061	126,561	438,443
広告宣伝費	55,629	12,221	825	68,675	22,046	0	1,134	23,180	91,855	8,118	0	13,969	22,087	2,205	19,435	24,476	46,116	68,203	160,058
管理費	390,830	390,830	390,830	1,172,490	390,830	390,830	390,830	1,172,490	2,344,980	390,830	390,830	390,830	1,172,490	390,830	390,830	390,830	1,172,530	2,345,020	4,690,000
保険料	61,485	7,626	7,679	76,790	7,679	7,679	7,679	23,037	99,827	7,616	7,621	7,621	22,858	7,621	7,621	7,621	22,863	45,721	145,548
委託費	522,731	522,731	522,731	1,568,193	522,731	522,731	522,731	1,568,193	3,136,386	522,731	522,731	522,731	1,568,193	522,731	522,731	-177,041	868,421	2,436,614	5,573,000
自主事業原価	535,196	458,690	534,944	1,528,830	489,176	425,979	496,241	1,411,396	2,940,226	578,178	576,992	570,272	1,725,442	473,601	561,260	744,225	1,779,086	3,504,528	6,444,754
その他経費	38,803	243,508	146,649	428,960	112,095	114,588	110,957	337,640	766,600	119,192	106,993	119,127	345,312	105,282	180,720	104,878	390,880	736,192	1,502,792
合計(B)	4,325,572	4,196,881	4,291,093	12,813,546	4,266,277	4,349,114	4,579,194	13,194,585	26,008,131	4,301,359	4,315,517	4,346,043	12,962,919	4,277,115	4,806,337	4,314,159	13,397,611	26,360,530	52,368,661
支払消費税	253,984	183,170	192,768	629,922	241,095	216,985	187,743	645,823	1,275,745	218,985	265,853	194,573	679,411	184,675	172,225	521,002	877,902	1,557,313	2,833,058

○収支差額(A)-(B)

項目	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	上期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	下期	年間合計
収支差額(A)-(B)	280,625	-457,628	-419,138	-996,141	-64,202	-245,227	-501,754	-811,183	-1,407,324	-155,826	-164,657	-478,262	-469,431	-413,512	-666,748	2,850,506	1,770,246	1,300,815	-106,509

○収入

項目	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	上期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	下期	年間合計
指定管理料	2,790,000	2,310,000	2,310,000	7,410,000	2,310,000	2,310,000	2,310,000	6,930,000	14,340,000	2,310,000	2,310,000	2,310,000	6,930,000	2,310,000	2,310,000	4,020,000	8,640,000	15,570,000	29,910,000
利用料金収入	1,142,850	1,236,950	1,066,150	3,445,950	1,208,750	1,379,650	1,117,600	3,706,000	7,151,950	1,285,250	1,347,700	1,083,900	3,716,850	720,000	1,053,350	1,506,300	3,279,650	6,996,500	14,148,450
その他収入	724,900	995,062	770,082	2,490,044	930,717	806,567	894,668	2,631,952	5,121,996	872,483	1,064,660	828,094	2,765,237	1,085,135	742,489	1,000,536	2,828,160	5,593,397	10,715,393
合計(A)	4,657,750	4,542,012	4,146,232	13,345,994	4,449,467	4,496,217	4,322,268	13,267,952	26,613,946	4,467,733	4,722,360	4,221,994	13,412,087	4,115,135	4,105,839	6,526,836	14,747,810	28,159,897	54,773,843

○支出(管理に関わる経費)

項目	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	上期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	下期	年間合計
人件費	2,210,451	2,153,834	2,117,473	6,481,758	2,167,896	2,207,498	2,131,860	6,507,254	12,989,012	2,186,911	2,091,395	2,146,365	6,424,671	2,182,038	2,110,275	2,177,172	6,469,485	12,894,156	25,883,168
旅費交通費	800	7,634	3,112	11,546	2,240	380	6,841	9,461	21,007	14,632	20,393	13,202	48,227	25,184	920	3,440	29,544	77,771	98,778
水道	33,022	44,572	43,995	121,589	58,432	58,432	76,797	193,661	315,250	76,197	50,925	50,347	177,469	54,967	54,390	239,261	348,618	526,087	841,337
ガス	3,660	3,155	4,015	10,830	4,043	5,478	4,091	13,612	24,442	4,700	3,850	4,519	13,069	3,984	4,109	2,794	10,887	23,956	48,398
電気	398,177	366,673	391,223	1,156,073	0	1,187,590	756,173	1,943,763	3,099,836	588,313	542,234	584,937	1,715,484	513,425	424,673	413,947	1,352,045	3,067,529	6,167,355
その他水道光熱費	122,829	9,995	7,849	140,673	11,120	8,323	3,808	23,251	163,924	14,058	12,524	302,370	328,952	16,011	276,210	291,512	583,733	912,685	1,076,609
什器備品費	14,087	15,836	92,830	122,753	6,267	18,853	129,543	154,663	277,416	2,812	3,252	47,510	53,574	14,320	13,261	13,742	41,323	94,897	372,313
事務消耗品費	65,545	11,952	17,990	95,487	111,473	22,757	18,193	152,423	247,910	31,383	133,423	91,969	256,775	20,799	26,379	79,650	126,828	383,603	631,513
その他消耗品	61,230	60,818	44,704	166,752	16,315	24,053	151,895	192,263	359,015	9,788	27,002	45,932	82,722	147,506	77,844	185,260	410,610	493,332	852,347
リース料	36,790	29,552	29,552	95,894	29,589	27,532	27,532	84,653	180,547	27,532	30,238	31,935	89,705	30,238	30,238	30,238	90,714	180,419	360,966
修繕費	146,941	47,956	21,898	216,795	77,878	78,652	113,160	269,690	486,485	0	383,801	0	383,801	34,317	0	0	34,317	418,118	904,603
広告宣伝費	2,309	22,943	11,029	36,281	0	27,892	0	27,892	64,173	3,606	880	7,595	12,081	13,746	108,430	12,218	134,394	146,475	210,648
保険料	108,975	19,898	19,898	148,771	40,208	19,898	19,898	80,004	228,775	23,020	19,807	19,760	62,587	19,760	19,760	19,760	59,280	121,867	350,642
委託費	406,065	406,065	406,065	1,218,195	406,065	406,065	1,106,065	1,918,195	3,136,390	406,065	406,065	406,065	1,218,195	406,065	406,065	1,106,285	1,918,415	3,136,610	6,273,000
自主事業原価	519,774	478,724	468,028	1,466,526	440,898	528,238	431,569	1,400,705	2,867,231	457,003	643,178	464,120	1,564,301	525,616	426,541	564,735	1,516,892	3,081,193	5,948,424
その他経費	113,361	121,693	114,689	349,743	137,083	150,742	123,732	411,557	761,300	127,631	108,203	118,367	354,201	151,721	116,638	239,675	508,034	862,235	1,623,535
支払い消費税	259,218	276,065	226,196	761,479	291,082	179,857	127,898	598,837	1,360,316	249,656	219,432	193,027	662,115	200,792	206,076	312,206	719,074	1,381,189	2,741,505
合計(B)	4,503,234	4,077,365	4,020,546	12,601,145	3,800,589	4,952,240	5,229,055	13,981,884	26,583,029	4,223,307	4,696,602	4,528,020	13,447,929	4,360,489	4,301,809	5,691,895	14,354,193	27,802,122	54,385,151

○収支差額(A)-(B)

項目	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	上期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	下期	年間合計
収支差額(A)-(B)	154,516	464,647	125,686	744,849	648,878	-456,023	-906,787	-713,932	30,917	244,426	25,758	-306,026	-35,842	-245,354	-195,970	834,941	393,617	357,775	388,692

参考資料2-3

3 2023年度 丹波篠山総合スポーツセンター 管理運営に関わる収支報告 令和5年度(2023年度)

○収入

項目	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	上期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	下期	年間合計
指定管理料	2,450,000	2,450,000	2,450,000	7,350,000	2,450,000	2,450,000	2,450,000	7,350,000	14,700,000	2,450,000	2,450,000	2,450,000	7,350,000	2,450,000	2,450,000	2,550,000	7,450,000	14,800,000	29,500,000
利用料金収入	1,346,500	1,439,200	1,265,550	4,051,250	1,268,950	1,831,850	1,445,500	4,546,300	8,597,550	1,375,600	1,360,000	1,164,300	3,899,900	973,950	1,018,500	1,470,950	3,463,400	7,363,300	15,960,850
その他収入	684,476	858,413	961,945	2,504,834	944,948	919,368	1,252,131	3,116,447	5,621,281	985,712	871,120	916,021	2,772,853	1,120,016	817,854	915,685	2,853,555	5,626,408	11,247,689
合計(A)	4,480,976	4,747,613	4,677,495	13,906,084	4,663,938	5,201,218	5,147,631	15,012,747	28,918,831	4,811,312	4,681,120	4,530,321	14,922,753	4,543,966	4,286,354	4,936,635	13,766,955	27,789,708	56,708,539

○支出(管理に関わる経費)

項目	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	上期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	下期	年間合計
人件費	2,479,378	2,076,933	2,126,643	6,682,954	2,121,963	2,049,408	2,188,894	6,360,265	13,043,219	2,223,845	2,193,488	2,215,727	6,633,060	2,227,369	2,337,239	2,475,151	7,039,759	13,672,819	26,716,038
旅費交通費	4,740	3,021	4,522	12,283	960	960	5,491	7,411	19,694	4,480	4,781	5,680	14,941	19,863	14,173	2,680	36,716	51,657	71,351
水道	0	202,813	97,779	300,592	22,599	86,389	351,967	460,955	761,547	351,967	-80,894	220,677	491,750	57,855	36,740	22,880	117,475	609,225	1,370,772
ガス	3,330	2,979	2,650	8,959	2,926	3,456	3,944	10,326	19,285	3,340	3,306	3,116	9,762	2,301	2,302	2,574	7,177	16,939	36,224
電気	352,471	459,782	448,300	1,260,553	457,078	637,672	660,655	1,755,405	3,015,958	581,418	408,221	437,807	1,427,446	396,730	414,461	407,927	1,219,118	2,646,564	5,662,522
その他水道光熱費	208,577	4,435	10,692	223,704	7,803	8,940	14,006	30,749	254,453	11,354	5,299	219,179	235,832	213,552	382,241	280,655	876,448	1,112,280	1,366,733
事務費	22,783	24,310	362,100	409,193	18,475	51,086	94,636	164,197	573,390	30,455	57,120	2,827	90,402	203,593	98,507	93,397	395,497	485,899	1,059,289
事務用品費	28,959	33,390	23,128	85,477	86,112	13,095	39,063	138,270	223,747	31,178	10,242	51,807	93,227	11,942	17,408	10,341	39,691	132,918	356,665
その他消耗品	39,262	82,801	46,853	168,916	28,444	26,986	42,885	98,315	267,231	138,407	13,560	66,861	218,828	9,911	21,885	214,211	246,007	464,835	732,066
リース料	108,558	30,238	30,238	169,034	32,295	30,238	30,238	92,771	261,805	30,238	30,238	57,684	118,160	52,062	93,774	98,346	244,182	362,342	624,147
修繕費	104,245	42,012	165,096	311,353	52,274	74,095	0	126,389	437,722	14,300	0	0	14,300	218,350	97,746	0	316,096	330,396	768,118
広告宣伝費	9,041	1,540	4,192	14,773	6,699	10,314	812	17,825	32,598	0	11,223	14,314	25,537	0	330	32,160	32,490	58,027	90,625
保険料	85,145	11,500	11,500	108,145	11,500	11,500	11,500	34,500	142,645	11,500	15,383	11,500	38,383	11,500	11,500	11,500	34,500	72,883	215,528
委託費	406,065	224,565	406,065	1,036,695	406,065	406,065	1,106,065	1,918,195	2,954,890	406,065	406,065	406,065	1,218,195	406,065	406,065	1,106,285	1,918,415	3,136,610	6,091,500
自主事業原価	478,612	430,623	485,780	1,395,015	388,728	396,753	559,726	1,345,207	2,740,222	459,395	500,606	467,051	1,427,052	531,790	440,002	459,267	1,431,059	2,858,111	5,598,333
その他経費	313,140	174,005	165,354	652,499	162,920	255,527	160,606	579,053	1,231,552	207,157	163,413	168,279	538,849	171,644	166,352	165,214	503,210	1,042,059	2,273,611
支払い消費税	222,626	299,927	230,165	752,718	282,174	301,208	198,629	782,011	1,534,729	240,672	295,999	228,193	764,864	213,479	199,773	193,581	606,833	1,371,697	2,906,426
合計(B)	4,866,932	4,104,874	4,621,057	13,592,863	4,089,015	4,363,692	5,469,117	13,921,824	27,514,687	4,745,771	4,038,050	4,576,767	13,360,588	4,748,006	4,740,498	5,576,169	15,064,673	28,425,261	55,939,948

○収支差額(A)-(B)

項目	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	上期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	下期	年間合計
収支差額(A)-(B)	-385,956	642,739	56,438	313,221	574,883	837,526	-321,486	1,090,923	1,404,144	65,541	643,070	-46,446	662,165	-204,040	-454,144	-639,534	-1,297,718	-635,553	768,591

参考資料2-4

令和6年度(2024年度)

3 2024年度(令和6年度) 丹波篠山総合スポーツセンター 管理運営に関わる収支報告

〇収入

項目	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	上期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	下期	年間合計
指定管理料	2,450,000	2,450,000	2,450,000	7,350,000	2,450,000	2,450,000	2,450,000	7,350,000	14,700,000	2,450,000	2,450,000	2,450,000	7,350,000	2,450,000	2,450,000	2,550,000	7,450,000	14,800,000	29,500,000
利用料金収入	1,358,050	1,321,750	1,100,400	3,780,200	1,363,100	1,569,350	1,369,700	4,302,150	8,082,350	1,230,800	1,303,750	1,032,200	3,566,750	891,000	896,850	1,318,850	3,106,700	6,673,450	14,755,800
その他収入	753,667	1,023,202	1,000,059	2,776,928	941,502	905,574	1,077,225	2,924,301	5,701,229	830,227	882,688	868,783	2,581,698	740,903	781,872	1,163,321	2,686,096	5,267,794	10,989,023
合計(A)	4,561,717	4,794,952	4,550,459	13,907,128	4,754,602	4,924,924	4,896,925	14,576,451	28,483,579	4,511,027	4,636,438	4,350,983	13,498,448	4,081,903	4,128,722	5,032,171	13,242,796	26,741,244	55,224,823

〇支出(管理に関わる経費)

項目	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	上期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	下期	年間合計
人件費	2,362,385	2,272,622	2,415,420	7,050,427	2,442,858	2,529,325	2,534,041	7,506,224	14,556,651	2,431,846	2,537,973	2,571,048	7,540,867	2,528,961	2,586,437	2,616,789	7,732,187	15,273,054	29,829,705
旅費交通費	3,801	5,771	166,962	176,534	3,160	0	0	3,160	179,694	3,930	0	3,160	7,090	0	6,661	1,580	8,241	15,331	195,025
水道	43,995	54,390	54,390	152,775	62,475	62,475	95,381	220,331	373,106	95,381	82,192	81,592	259,164	53,233	52,657	45,727	151,617	410,781	783,887
ガス	2,033	2,593	2,321	6,947	3,172	2,913	4,096	10,181	17,128	0	0	0	3,402	3,450	0	0	3,450	6,852	23,980
電気	406,596	308,471	315,079	1,030,146	405,734	612,677	618,521	1,636,932	2,667,078	551,947	342,107	390,080	1,284,134	445,236	456,845	451,700	1,353,781	2,637,915	5,304,993
その他水道光熱費	15,297	6,782	27,294	49,373	0	34,855	21,832	56,687	106,060	8,045	20,780	205,289	234,114	420,968	243,833	416,274	1,081,075	1,315,189	1,421,249
什器備品費	7,821	25,182	183,409	216,412	244,311	41,588	6,385	292,284	508,696	35,867	7,704	51,848	95,419	2,827	13,256	8,171	24,254	119,673	628,369
事務消耗品費	22,874	19,843	13,311	56,028	98,395	14,269	9,947	122,611	178,639	13,266	23,695	16,524	53,485	18,836	12,815	57,361	89,012	142,497	321,136
その他消耗品	51,086	28,215	119,027	198,328	61,001	42,713	147,536	251,250	449,578	33,306	18,158	25,351	76,815	17,508	32,348	41,351	91,207	168,022	617,600
リース料	77,792	35,672	35,672	149,136	42,162	42,162	45,066	129,390	278,526	45,066	43,229	43,031	131,326	45,330	43,031	43,031	131,392	262,718	541,244
修繕費	248	99,000	2,728	101,976	18,282	71,400	132,000	221,682	323,658	469,060	0	863,000	1,332,060	104,500	11,908	0	116,408	1,448,468	1,772,126
広告宣伝費	770	9,564	12,319	22,653	10,440	2,378	806	13,624	36,277	0	10,172	9,960	20,132	15,278	53,221	78,530	147,029	167,161	203,438
保険料	92,172	14,855	14,837	121,864	2,452	11,875	12,472	26,799	148,663	33,838	11,952	11,952	57,742	11,952	11,952	11,952	35,856	93,598	242,261
委託費	224,565	412,555	406,065	1,043,185	406,065	1,106,065	406,065	1,918,195	2,961,380	406,065	406,065	406,065	1,218,195	406,065	406,065	924,785	1,736,915	2,955,110	5,916,490
自主事業原価	410,133	751,584	395,393	1,557,110	414,032	421,832	396,501	1,232,365	2,789,475	379,732	440,168	383,345	1,203,245	346,728	389,712	421,400	1,157,840	2,361,085	5,150,560
その他経費	904,783	194,213	195,316	1,294,312	319,934	178,910	195,270	694,114	1,988,426	214,845	190,377	185,892	590,914	197,991	193,638	192,483	584,112	1,175,026	3,163,452
支払い消費税	256,677	267,290	255,281	779,248	252,719	211,291	265,313	729,323	1,508,571	216,286	288,276	160,283	664,845	191,352	210,809	221,383	623,544	1,288,389	2,796,960
合計(B)	4,883,028	4,508,602	4,614,824	14,006,454	4,787,192	5,386,728	4,891,232	15,065,152	29,071,606	4,938,280	4,422,848	5,411,821	14,772,949	4,810,215	4,725,188	5,532,517	15,067,920	29,840,869	58,912,475

〇収支差額(A)-(B)

項目	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	上期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	下期	年間合計
収支差額(A)-(B)	-321,311	286,350	-64,365	-99,326	-32,590	-461,804	5,693	-488,701	-588,027	-427,253	-1,060,838	-1,060,838	-1,274,501	-728,312	-596,466	-500,346	-1,825,124	-3,099,625	-3,687,652

○丹波篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年10月18日

条例第35号

改正 平成18年6月30日条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第2条 市長は、公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、次に掲げる事項を公示して指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

- (1) 当該施設の概要
- (2) 選定の基準
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (5) 申請の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、管理を行おうとする公の施設を管理する市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体のうちから指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- (3) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして市長が別に定める基準に適合するものであること。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理候補者の選定の特例)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する手続によらず、公の施設の設置の目的を効果的に達成することができることを認め

る団体を指定管理候補者として選定することができる。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったとき。
- (2) 前条の審査を行った結果、指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。
- (3) 指定管理候補者として選定した団体を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- (4) 当該施設の設置目的、性格及び業務の性質等から特定の団体に管理させることが、当該施設の適切な管理運営に資すると認められるとき。
- (5) 当該施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて特別の理由があるとき。

2 市長は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、第3条に規定する書類の提出を求め、前条第1項各号に定める基準に照らして総合的に判断するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、公の施設に関する次に掲げる事項のうち市長が必要と認める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして規則に定める事項

(業務報告の聴取等)

第7条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長

はその賠償の責めを負わない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第9条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から前条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に他の条例の規定によりした指定、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりしたものとみなす。

附 則 (平成18年6月30日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に募集又は選定する指定管理者の指定の手続について適用し、施行日前に募集した指定管理者の指定の手続については、なお従前の例による。

## ○丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター条例

平成19年10月1日

条例第21号

改正 平成27年6月19日条例第36号

平成31年3月15日条例第13号

(設置)

第1条 市民のスポーツ活動を推進し、健全な心身、健康保持及び体力の増強を図るとともに、市民生活の健全育成に資するため、丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 スポーツセンターの位置は、丹波篠山市郡家451番地4とする。

(指定管理者による管理)

第3条 スポーツセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 指定管理者にスポーツセンターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) スポーツセンターの使用の許可に関する業務
- (2) スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者がスポーツセンターの管理をする場合は、次条、第5条及び第7条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(使用の許可)

第4条 スポーツセンターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、スポーツセンターの管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、スポーツセンターの利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他スポーツセンターの管理運営上支障があるとき。

(利用者の遵守事項)

第6条 第4条の規定による使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）

は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可されていない施設等を利用しないこと。
  - (2) 許可なく施設等に特別の設備等を設置しないこと。
  - (3) 許可なくスポーツセンター又はその敷地内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。
  - (4) 許可なくスポーツセンター又はその敷地内において広告物等の掲示若しくは配布又は看板立札等の設置を行わないこと。
  - (5) 所定の場所以外において喫煙、飲食又は火気を使用しないこと。
  - (6) 騒音を発生し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツセンターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
- (使用許可の取り消し等)

第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、又はスポーツセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 施設の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を納期限までに納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、使用料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める額とする。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第11条 第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、スポーツセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収

入としてこれを収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受する利用料金の額は、第8条第2項に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、第7条から前条までの規定（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表に定める額」とあるのは「第11条第2項に規定する額」と、「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と読み替えるものとする。

（原状回復）

第12条 利用者は、スポーツセンターの利用を終了したとき又は第7条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第13条 利用者が故意又は過失によってスポーツセンター又はその附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に旧条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりしたものとみなす。

（篠山市体育施設条例の一部改正）

3 篠山市体育施設条例（平成11年篠山市条例第93号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（篠山市公の施設使用料条例の一部改正）

4 篠山市公の施設使用料条例（平成14年篠山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年6月19日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の篠山市立篠山総合スポーツセンター条例第3条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成31年3月15日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(調整規定)

2 篠山市立篠山総合スポーツセンター条例の規定は、この条例によってまず改正され、次いで市の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例(平成30年篠山市条例第36号)によって改正されるものとする。

別表 (第8条関係)

(単位：円)

区分		9:00～ 12:00	13:00 ～17:0 0	18:00 ～21:0 0	備考
体育館	専用利用	4,200	5,600	4,200	片面利用時の使用料は1/2とする。
	個人利用	300	300	300	1人/時間帯当たり
	暖房設備	500			1基1時間当たり(個人利用不可)
武道場	専用利用	2,100	2,800	2,100	
	個人利用	300	300	300	1人/時間帯当たり
	冷暖房設備	500			1時間当たり(個人利用不可)
トレーニング室	専用利用	2,400	3,200	2,400	
	個人利用	300			1人/1回当たり
会議室1	専用利用	900	1,200	900	
会議室2	専用利用	600	800	600	
グラウンド(土)	専用利用	1,200			1時間当たり
人工芝グラウンド	専用利用	1,800			
	個人利用	300	300		1人/時間帯当たり

テニスコート	500	1時間／1面当たり
テニスコート照明設備	500	1時間／1面当たり
<p>1 利用者が市外のものの場合の使用料は、この表の金額の2倍の額とする。</p> <p>2 「市外のもの」とは、本市に居住する者、通学する者又は勤務する者若しくは本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。</p>		

特別料金

- 時間帯区分の使用許可時間延長の場合は、原則1時間までとし、延長分は1時間単位に相当する額を徴収する。ただし、1時間当たり使用許可施設及び個人利用には適用しない。

○丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター条例施行規則

平成19年10月17日

教委規則第8号

改正 平成21年6月22日教委規則第10号

平成27年12月16日教委規則第28号

平成31年4月24日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター条例（平成19年篠山市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第2条 丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の休館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用の許可)

第3条 条例第4条の規定によりスポーツセンターの使用の許可を受けようとする者は、丹波篠山総合スポーツセンター使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書の受付は、利用しようとする日の属する月の6月前の初日から行うものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の許可をしたときは、丹波篠山総合スポーツセンター使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用許可の変更)

第4条 スポーツセンターの使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその取消し又は変更をしようとするときは、速やかに前条の使用許可書を添えて教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は利用を停止させる場合は、その理由を付して利用者に通知しなければならない。

(使用料)

第6条 利用者は、条例第4条の使用の許可を受けたときは、速やかに使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免等)

第7条 条例第9条又は第10条の規定により、使用料を減免又は還付（以下この条において「減免等」という。）することができる場合及びその額は、丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則（平成14年篠山市規則第25号）第4条又は第9条の規定を準用する。

2 前項の規定により使用料の減免等を受けようとするものは、丹波篠山総合スポーツセンター使用料減免・還付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（教室等の開催）

第8条 スポーツセンターは、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 教室、講座、講習会、大会等
- (2) 体力向上のため特に必要と認める事業

2 前項の事業について別に定める受講料、参加費等を徴収することができる。  
（付属設備使用料の額）

第9条 スポーツセンターの付属設備の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

（指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定）

第10条 条例第3条第1項の規定により指定管理者にスポーツセンターの管理を行わせる場合にあつては、第2条中「教育委員会が必要であると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要であると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第3条第2項ただし書中「教育委員会が特に必要と認める場合は」とあるのは「指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て」と、同条第1項及び第3項、第4条並びに第5条中「教育委員会」とあり、並びに第7条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「丹波篠山市教育委員会」とあり、並びに様式第3号中「丹波篠山市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合の読替規定）

第11条 条例第11条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第6条の見出し及び同条、第7条（見出しを含む。）、第9条（見出しを含む。）、別表第2並びに様式第1号から様式第3号までの様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

（委任）

第12条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に旧規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりしたものとみなす。  
(篠山市体育施設条例施行規則の一部改正)
- 3 篠山市体育施設条例施行規則(平成11年篠山市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部改正)

- 4 篠山市公の施設使用料条例施行規則(平成14年篠山市規則第25号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成21年6月22日教委規則第10号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成27年12月16日教委規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月24日教委規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。  
(調整規定)
- 2 篠山市立篠山総合スポーツセンター条例施行規則の規定は、この規則によってまず改正され、次いで市の名称変更に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則(平成31年篠山市教育委員会規則第1号)によって改正されるものとする。

別表第1(第2条関係)

施設の名称	休館日	開館時間	備考	
体育館	12月28日～1月4日	9時～21時		
武道場				
トレーニング室				
会議室		9時～17時		4月1日から9月30日までの期間は、19時までとする。
グラウンド(土)				
人工芝グラウンド				
テニスコート		9時～21時		

別表第2(第9条関係)

付属設備使用料

設備品目		単位	使用料	備考	
コイン式シャワー		1台	100 円	1回につき	3分間使用可能
貸 出 物 品	ラケット等Ⅰ類	1ケ	100 円	1回につき	卓球ラケット・バレーボール・バスケットボール
	ラケット等Ⅱ類	1ケ	300 円	1回につき	テニスラケット・バドミントンラケット
	有線マイク	1本	500 円	1時間帯につ き	
	ポータブルマイク	1本	500 円		
	ワイヤレスマイク	1本	800 円		
	人工芝グラウンド 用仮設ラインテー プ	1巻	100 円	1回につき	最大全22巻使用可能

様式第1号(第3条関係)

丹波篠山総合スポーツセンター使用許可申請書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

氏名(団体名)
(代表者名)
住所
TEL( )

下記のとおり丹波篠山総合スポーツセンター条例施行規則第3条により許可を受けたく申請します。

使用の目的	使用料	備考
使用の日時	年 月 日 時から 時まで 円	
	年 月 日 時から 時まで 円	
	年 月 日 時から 時まで 円	
	年 月 日 時から 時まで 円	
	年 月 日 時から 時まで 円	
使用人員	市内 人 市外 人	
施設名称	<input type="checkbox"/> 体育館(全面・半面) <input type="checkbox"/> 体育館暖房( 時から 時まで) <input type="checkbox"/> 武道場1(畳) <input type="checkbox"/> 武道場2(板) <input type="checkbox"/> 武道場冷暖房( 時から 時まで) <input type="checkbox"/> トレーニング室 <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> テニスコート( 面) <input type="checkbox"/> テニスコート照明( 時から 時まで 面) <input type="checkbox"/> 人工芝グラウンド <input type="checkbox"/> グラウンド(土)	
附属設備	円	
備考		

許可の内容	する・しない	施設使用料	施設使用料	円
許可年月日	年 月 日	施設使用料	照明使用料	円
			冷暖房使用料	円
		附属設備使用料		円
		※減免額		円
		差引請求額		円
※減免については、丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター条例施行規則に定める障害者団体・個人等が対象です。なお、減免を希望される場合は、別途、申請書の提出が必要です。		施設長	領収印	
		係	取扱者	

様式第2号(第3条関係)

丹波篠山総合スポーツセンター使用許可書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

氏名(団体名)
(代表者名)
住所
TEL( )

丹波篠山市教育委員会 印

下記のとおり丹波篠山総合スポーツセンター条例施行規則第3条により許可します。

使用の目的	使用料	備考
使用の日時	年 月 日 時から 時まで 円	
	年 月 日 時から 時まで 円	
	年 月 日 時から 時まで 円	
	年 月 日 時から 時まで 円	
	年 月 日 時から 時まで 円	
使用人員	市内 人 市外 人	
施設名称	<input type="checkbox"/> 体育館(全面・半面) <input type="checkbox"/> 体育館暖房( 時から 時まで) <input type="checkbox"/> 武道場1(畳) <input type="checkbox"/> 武道場2(板) <input type="checkbox"/> 武道場冷暖房( 時から 時まで) <input type="checkbox"/> トレーニング室 <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> テニスコート( 面) <input type="checkbox"/> テニスコート照明( 時から 時まで 面) <input type="checkbox"/> 人工芝グラウンド <input type="checkbox"/> グラウンド(土)	
附属設備	円	
備考		

許可の内容	する・しない	施設使用料	円
許可年月日	年 月 日	施設使用料	円
		照明使用料	円
		冷暖房使用料	円
		附属設備使用料	円
		減免額	円
		差引請求額	円
1 使用前にこの許可書を提示し、係員の指示を受けて下さい。 2 この施設許可は他人に譲渡又は転貸できません。 3 準備及び片付けは時間内に行ってください。 4 使用が終われば事務室に届け出て、係員の点検を受けて下さい。		取扱者	領収印

様式第3号(第7条関係)

丹波篠山総合スポーツセンター使用料減免・還付申請書

年 月 日

丹波篠山市長

様

氏名(団体名) (代表者名)
住所
TEL( )

下記のとおり丹波篠山総合スポーツセンター条例施行規則第7条により許可を受けたく申請します。

申請の理由	減免・還付	
使用の日時	年 月 日 時から 時まで	
	年 月 日 時から 時まで	
対象	<input type="checkbox"/> 体育館(全面・半面) <input type="checkbox"/> 体育館暖房(時から時まで) <input type="checkbox"/> 武道場1(畳) <input type="checkbox"/> 武道場2(板) <input type="checkbox"/> 武道場冷暖房(時から時まで) <input type="checkbox"/> トレーニング室 <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> テニスコート(面) <input type="checkbox"/> テニスコート照明(時から時まで 面) <input type="checkbox"/> 人工芝グラウンド <input type="checkbox"/> グラウンド(土)	
備考		

許可の内容	する・しない		施設使用料	円
許可年月日	年 月 日	施設使用料	照明使用料	円
			冷暖房使用料	円
			付属設備使用料	円
		減免還付額	円	
施設長		係	取扱者	受付印

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第7条関係)

## ○丹波篠山市公の施設使用料条例

平成14年7月3日

条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、公の施設の使用料の徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

2 使用料の徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の徴収)

第2条 市長は、地方自治法第225条の規定により、許可を受けてする公の施設の利用につき、別表に定める使用料（消費税相当額を含む。）を徴収する。

(使用料の減免)

第3条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の不還付)

第4条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(過料)

第5条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に徴収すべき理由の生じた使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(篠山市公民館条例の一部改正)

4 篠山市公民館条例（平成11年篠山市条例第84号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市体育施設条例の一部改正)

- 5 篠山市体育施設条例（平成11年篠山市条例第93号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市立西紀中学校グラウンド照明施設条例の一部改正)

- 6 篠山市立西紀中学校グラウンド照明施設条例（平成11年篠山市条例第94号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市民会館等に関する条例の一部改正)

- 7 篠山市民会館等に関する条例（平成11年篠山市条例第99号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市健康増進センター条例の一部改正)

- 8 篠山市健康増進センター条例（平成11年篠山市条例第103号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市デイサービスセンター条例の一部改正)

- 9 篠山市デイサービスセンター条例（平成11年篠山市条例第110号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市老人福祉センター条例の一部改正)

- 10 篠山市老人福祉センター等条例（平成11年篠山市条例第111号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市西紀高齢者コミュニティセンター条例の一部改正)

- 11 篠山市西紀高齢者コミュニティセンター条例（平成11年篠山市条例第114号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市立丹南健康福祉センター条例の一部改正)

- 12 篠山市立丹南健康福祉センター条例（平成11年篠山市条例第132号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市保健センター条例の一部改正)

- 13 篠山市保健センター条例（平成11年篠山市条例第133号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(ハートピアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 1 4 ハートピアセンターの設置及び管理に関する条例（平成11年篠山市条例第145号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市基幹集落センター条例の一部改正)

- 1 5 篠山市基幹集落センター条例（平成11年篠山市条例第146号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(篠山市就業改善センター条例の一部改正)

- 1 6 篠山市就業改善センター条例（平成11年篠山市条例第147号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年12月16日条例第44号）

この条例は、平成15年2月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日条例第46号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月14日条例第19号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月15日条例第51号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の篠山市体育施設条例第5条の規定は公布の日から、篠山市立西紀運動公園芝グラウンドに係る規定は施行の日から4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成16年教委規則第7号で平成16年9月1日から施行)

附 則（平成15年12月24日条例第60号）

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月4日条例第4号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月18日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の

行為は、それぞれこの条例の相当規定によりしたものとみなす。

附 則（平成16年12月14日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月11日条例第8号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（篠山市就業改善センター条例の廃止）

- 2 篠山市就業改善センター条例（平成11年篠山市条例第147号）は、廃止する。

附 則（平成18年9月29日条例第48号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第49号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月16日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第21号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第22号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第41号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年2月20日条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月24日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日条例第 10 号）  
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日条例第 15 号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日条例第 7 号）  
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日条例第 38 号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日条例第 6 号）  
この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1 公民館等関係施設

（単位：円）

施設の名称	室名	定員	9：0	13：	18：	備考
			0～1	00～	00～	
			2：0	17：	22：	
			0	00	00	
城東公民館	1階展示室	40	800	1, 0	1, 2	
				00	00	
	1階第1和室	60	1, 1	1, 5	1, 7	
			00	00	00	
	2階大会議室	20	3, 0	4, 0	4, 8	
		0	00	00	00	
	2階第1研修室	45	900	1, 1	1, 3	
				00	00	
2階第2研修室	30	600	800	900		
2階第3研修室	15	300	400	500		
2階第2和室	15	300	400	500		
2階実習室1	14	300	400	500		

	2階実習室 2	24	400	500	600	
	2階サークル室	15	300	400	500	
今田まちづくりセンター	相談室兼会議室	25	500	600	700	
	産業就業研修室	45	900	1,100	1,300	部分使用は1/2
	生活改善研修室	35	700	900	1,000	
	調理実習室	35	700	900	1,000	
	青年室	20	400	500	600	
	集会室	150	2,300	3,000	3,600	
	視聴覚室	45	900	1,100	1,300	
	和室研修室	20	400	500	600	

2 体育厚生施設（学校施設除く）

（単位：円）

施設の名称等		9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	備考
丹波篠山市立B&G 海洋センター体育館 丹波篠山市立西紀 体育館 丹波篠山市立川代 体育館 丹波篠山市立今田 体育館 丹波篠山市立健康 増進センター	専用	2,100	2,800	2,800	700円/時間 片面使用は1/2
	個人	400			一人2時間以内
丹波篠山市立四季の森運動公		1,500	2,000		500円/時

園グラウンド	0	0		間
丹波篠山市立城東グラウンド	1, 50	2, 00	2, 00	500円/時
丹波篠山市立今田グラウンド	0	0	0	間
丹波篠山市立城東多目的広場	600	800		200円/時 間
丹波篠山市立城東グラウンド・丹波篠山市立今田グラウンド照明設備	4基使用 間 6基使用 間	2, 000円/時 3, 000円/時		500円/時 間・基
丹波篠山市立丹南テニスコート 丹波篠山市立今田テニスコート	300円/時間・面			
丹波篠山市立今田テニスコート照明設備	200円/時間・半面			
<p>1 利用者が市外のものの場合の使用料は、この表の金額の2倍の額とする。</p> <p>2 「市外のもの」とは、本市に居住する者、通学する者又は勤務する者若しくは本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。</p>				

### 3 保健福祉関係施設

(単位：円)

施設の名称	室名	定員	9：0	13：	18：	備考
			0～1	00～	00～	
			2：0	17：	22：	
			0	00	00	
丹南健康福祉センター	第1会議室 (洋室)	30	600	800	900	
	2階研修室	160	2,400	3,200	3,900	
西紀老人福祉センター・デイサービスセンター	1階教養娯楽室	18	400	500	600	
	1階健康相談室	15	300	400	500	
	1階栄養相談室	30	600	800	900	
	1階リハビリ	27	500	700	800	

	リ室					
	1階食堂	29	600	700	900	
	2階健康教育ホール	180	2,700	3,600	4,400	
	2階生活指導室	9	300	400	500	
	多目的ホール	100	1,800	2,000	2,400	
西紀高齢者コミュニティセンター	1階実習室	15	300	400	500	
	1階和室	10	300	400	500	
	2階会議室	115	1,800	2,300	2,800	
	2階創作室	10	300	400	500	

#### 4 産業経済関係施設

(単位：円)

施設の名称	室名	定員	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00	備考
ハートピアセンター	多目的ホール	220	3,000	4,000	4,800	
	農産加工実習室	45	900	1,100	1,300	
	会議室	55	1,000	1,400	1,600	
	農事研修室	45	900	1,100	1,300	

#### 5 学校関係施設

(単位：円)

区分	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00	時間単価	備考

体育館 (講堂)	小学校 等	床面積400m <sup>2</sup> 未満	60 0	80 0	80 0	20 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積500m<sup>2</sup>以上の施設及び武道場に係る半面使用の使用料は1/2</li> <li>講堂をスポーツで使用する場合の使用料は1/2</li> <li>使用については2時間以上から</li> </ul>
		床面積400m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 未 満	90 0	1, 20 0	1, 20 0	30 0	
		床面積500m <sup>2</sup> 以上	1, 20 0	1, 60 0	1, 60 0	40 0	
	中学校	床面積700m <sup>2</sup> 未満	1, 20 0	1, 60 0	1, 60 0	40 0	
		床面積700m <sup>2</sup> 以上800m <sup>2</sup> 未 満	1, 50 0	2, 00 0	2, 00 0	50 0	
		床面積800m <sup>2</sup> 以上900m <sup>2</sup> 未 満	1, 80 0	2, 40 0	2, 40 0	60 0	
		床面積900m <sup>2</sup> 以上	2, 10 0	2, 80 0	2, 80 0	70 0	
運動場	小学校 等 中学校	面積7,000m <sup>2</sup> 未満	60 0	80 0	80 0	20 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用については2時間以上から</li> </ul>
		面積7,000m <sup>2</sup> 以上9,000m <sup>2</sup> 未満	90 0	1, 20 0	1, 20 0	30 0	
		面積9,000m <sup>2</sup> 以上11,000m <sup>2</sup> 未満	1, 20 0	1, 60 0	1, 60 0	40 0	
		面積11,000m <sup>2</sup> 以上	1, 50 0	2, 00 0	2, 00 0	50 0	
教室等			50 0	50 0	50 0		

西紀中学校グラウンド照明	3基使用	4基使用	全基使用
	1,500/時間	2,000/時間	3,000/時間
<p>1 利用者が市外のものの場合の使用料は、この表の金額の2倍の額とする。</p> <p>2 「市外のもの」とは、本市に居住する者、通学する者又は勤務する者若しくは本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。</p>			

#### 特別料金

□ 使用許可時間延長の場合は、1時間につき基本料金の5割の額を徴収する。この場合、延長した時間が30分以上の時は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

注1 中学生以下とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに同法第134条の各種学校の中学部に類するものに就学する生徒以下の者をいう。

注2 高校生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同法第134条の各種学校の高等部に類するものに就学する生徒の者をいう。

注3 大学生・一般とは、注2以外でそれ以上の者をいう。

注4 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条の長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。）及びその補助をする者の個人使用料金は、同表使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

## ○丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則

平成14年7月3日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市公の施設使用料条例（平成14年篠山市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条による別表2 体育厚生施設の項及び同表5 学校関係施設の項に掲げる本市に主たる活動拠点を有する団体とは、団体の構成員のうち、市内に居住する者、通学する者又は通勤する者の総数が2分の1以上ある団体若しくは本市の体育協会に所属する団体をいう。

(付属設備の使用料の額)

第3条 付属設備使用料の額（消費税相当額を含む。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第3条に規定する特別の理由があると認めるときとは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 市が主催する事業として施設を利用するとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急措置として使用するとき。
- (3) 公用に供し、又は公益のために使用するとき。
- (4) 学校教育の場として、学校が社会教育施設を利用するとき。
- (5) 市内の青少年の体育、文化活動等青少年健全育成に対して、積極的な取組を市として支援する場合であつて、教育委員会が認めた団体（以下「登録団体」という。）が行う事業として施設を使用するとき。
- (6) 市内在住の心身障害者及びその家族等で組織する団体が、心身障害者の福祉の増進を目的として施設を利用するとき。
- (7) 次に掲げる団体が、所属する地域の学校関係施設のうち運動場を使用するとき。
  - ア スポーツクラブ21
  - イ まちづくり協議会
  - ウ 地区自治会長会
- (8) 丹波篠山市立篠山養護学校が、丹波篠山市立西紀運動公園を利用するとき。
- (9) 史跡篠山城跡及び大書院に関する文化・伝統行事に使用する場合で、特

に市長が必要と認めるとき。

(10) 次に該当する場合において、丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンターを使用するとき。ただし、イに該当する場合にあっては、市長が特に必要があると認めるときに限る。

ア 次に掲げる大会等で、施設を使用する場合

(ア) 丹波篠山市小・特別支援学校陸上記録会

(イ) 丹波篠山市中学校体育連盟が主催する大会

(ウ) 丹有地区中学校体育連盟が主催する大会

イ 青少年の育成を目的とする団体が、その活動のために施設を使用する場合

2 前項第2号、第6号、第8号及び第10号に規定する場合を除き、別表第2に掲げる施設を使用する場合は、同項の規定は、適用しないものとする。

3 第1項第5号の規定は、別表第3に掲げる施設を使用する場合は、適用しないものとする。

4 第1項各号(第6号を除く。)に規定する場合の使用料は、全額免除とし、同項第6号に規定する場合の使用料は、当該使用料の2分の1に相当する額を減額する。

5 前項の規定は、公の施設を定例的に使用し公益に資する活動を行うものについて適用する。

6 条例別表に規定する個人使用料の障害者による減免を受けようとする者は、施設を管理する者の求めに応じ、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳若しくは療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第4条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めによらない理由により施設が利用できないとき 使用料の全額

(2) 利用日の8日前までに使用の変更又は取消しを申し出て許可を受けたとき 使用料の全額

(3) 利用日の4日前までに使用の変更又は取消しを申し出て許可を受けたとき 使用料の5割

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、公の施設使用料還付申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に徴収すべき理由の生じた使用料については、なお従前の例による。

(篠山市立西紀中学校グラウンド照明施設条例施行規則の一部改正)

- 3 篠山市立西紀中学校グラウンド照明施設条例施行規則(平成11年篠山市規則第55号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(篠山市デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

- 4 篠山市デイサービスセンター条例施行規則(平成11年4月1日規則第77号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(篠山市立丹南健康福祉センター条例施行規則の一部改正)

- 5 篠山市立丹南健康福祉センター条例施行規則(平成11年篠山市規則第100号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成15年12月24日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月4日規則第5号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際篠山市立篠山総合スポーツセンター人工芝グラウンドを、市内在住、在勤及び在学の者で組織するホッケー団体及び第61回国民体育大会のじぎく兵庫国体関係団体が、ホッケー競技を目的で使用する場合は、全額免除とする。ただし、免除対象の期間は、施行の日から平成18年のじぎく兵庫国体ホッケー競技終了時までとし、スポーツクラブ21の公の施設を使用する場合は、国体終了年度まで全額免除とする。

附 則(平成17年8月22日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月21日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の篠山市公の施設使用料条例施行規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年10月17日教委規則第8号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月5日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月5日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月30日規則第23号）

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年2月28日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年8月31日規則第33号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月15日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。

（調整規定）

2 各条に規定する規則の規定は、この規則によってまず改正され、次いで市の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則（平成30年篠山市規則第34号）によって改正されるものとする。

附 則（平成31年3月29日規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月15日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年5月11日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。  
(丹波篠山市西紀老人福祉センター・デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)
- 2 丹波篠山市西紀老人福祉センター・デイサービスセンター条例施行規則(平成11年篠山市規則第78号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(丹波篠山市立丹南健康福祉センター条例施行規則の一部改正)
- 3 丹波篠山市立丹南健康福祉センター条例施行規則(平成11年篠山市規則第100号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(ハートピアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 4 ハートピアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年篠山市規則第109号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 5 丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年篠山市規則第112号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(丹波篠山市農家高齢者創作館条例施行規則の一部改正)
- 6 丹波篠山市農家高齢者創作館条例施行規則(平成11年篠山市規則第115号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(丹波篠山市地域活性化センター黒豆の館条例施行規則の一部改正)
- 7 丹波篠山市地域活性化センター黒豆の館条例施行規則(平成12年篠山市規則第8号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(丹波篠山市滞在型市民農園ハートピア農園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 8 丹波篠山市滞在型市民農園ハートピア農園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年篠山市規則第5号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(丹波篠山市障害者総合支援センタースマイルささやまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 9 丹波篠山市障害者総合支援センタースマイルささやまの設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年篠山市規則第21号)の一部を次のように改

正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 0 丹波篠山市大山荘の里市民農園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年篠山市規則第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市立丹波篠山市民センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 1 丹波篠山市立丹波篠山市民センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成15年篠山市規則第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市基幹集落センターしゃくなげ会館条例施行規則の一部改正)

- 1 2 丹波篠山市基幹集落センターしゃくなげ会館条例施行規則(平成18年篠山市規則第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 3 丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年篠山市規則第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市王地山陶器所華工房条例施行規則の一部改正)

- 1 4 丹波篠山市王地山陶器所華工房条例施行規則(平成18年篠山市規則第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(丹波篠山市立今田まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 5 丹波篠山市立今田まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成21年篠山市規則第14号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第1(第3条関係)

付属設備使用料

- 1 丹南健康福祉センター

(単位:円)

設備品目	単位	使用料	備考
オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,000	

調理台	1台	1,000	
ビデオ機器	一式	1,000	ビデオプロジェクターを含む。

2 B&G海洋センター

(単位：円)

施設の名称等	使用料
更衣ロッカー（コインロッカー）	1回につき10円

別表第2（第4条関係）

減免を適用しない施設等

施設名	施設の名称等
丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンター	体育館 武道場 トレーニング室 グラウンド 人工芝グラウンド テニスコート テニスコート照明設備
丹波篠山市立西紀運動公園	温水プール 芝グラウンド

別表第3（第4条関係）

登録団体に対する減免を適用しない施設等

施設の名称等
丹波篠山市立城東グラウンド照明設備
丹波篠山市立今田グラウンド照明設備
丹波篠山市立西紀中学校グラウンド照明設備
丹波篠山市立今田テニスコート照明設備

別記様式(第5条関係)

公の施設使用料還付申請書

年 月 日

丹波篠山市長 様

申請者 住所.....

氏名(団体にあつては、団体名及び責任者氏名)

電話 ( ) 番

利用許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
利 用 施 設 の 名 称	
利 用 の 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
既 納 の 使 用 料	円
返還を受けようとする理由	
※ 還 付 率	割
※ 還 付 額	円

- (注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないで下さい。  
2 使用料の領収書又は利用許可書を添付して下さい。

別記様式（第5条関係）